

令和7年度評価型競争入札（インセンティブ入札）の実施について

本市では、工事の適正な施工の確保を図るとともに、事業者の技術力の向上や社会的貢献への意欲を高めるため、工事成績評価や災害時における市への貢献度などを条件とした「評価型競争入札（インセンティブ入札）」を実施していますが、令和7年度は次のとおり実施します。

1 評価型競争入札の概要について

「Ⅰ型」 工事成績評価型	工事成績が優秀な事業者を評価するもの。 ○令和4年度、令和5年度、令和6年度の工事成績を評価
「Ⅱ型」 災害対応・地域貢献型	市との災害協定の締結、復旧活動や凍雪害対策活動及びボランティア活動など災害対応や地域に貢献している事業者を評価するもの。
「Ⅲ型」 主観点数型	入札参加登録時に本市独自の評価項目について配点した主観点数が一定点数以上の事業者を対象とするもの。主観点数は工事成績や社会・地域貢献を評価し配点したもの。
「Ⅳ型」 技術者雇用・育成型	将来に渡る公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保を促進するため、若手技術者や女性技術者の雇用状況、配置予定技術者の経験等を評価するもの。

2 対象工事

年間発注予定件数、入札参加事業者数等を踏まえ、令和7年度は土木一式工事、ほ装工事、建築一式工事、電気工事、管工事について実施します。

3 評価型競争入札の実施内容について

(1) 「Ⅰ型」工事成績評価型

当該入札案件概要書に示された営業種目で、令和4年度、令和5年度、令和6年度に工事成績評価「A」又は「B」を1回以上受けている事業者を対象とします。ただし、工事成績評価「D」、「E」、「F」のいずれかを1回以上受けた場合、又は令和4年4月1日以降に指名停止期間がある場合は参加対象から除きます。

(2) 「Ⅱ型」災害対応・地域貢献型

<評価内容>

次の1～7の要件を満たしている項目の評価点の合計が、下記の点数以上の事業者を対象とします。

なお、1から3については、原則、基準日（令和7年4月1日）に要件を満たしている上、公告又は指名した日まで引き続き要件を満たしているときに加点します。

土木一式工事、ほ装工事：25点以上

建築一式工事、電気工事、管工事：20点以上

項番	評価項目	評価点
1	次のいずれかの協定等を締結している事業者。ただし、複数締結していても10点とする。 (1) 災害に対する復旧等の協定 (2) 緊急補修工事等に関する覚書 (3) 凍雪害対策に係る協定書	10点
2	建設業労働災害防止協会に加入している事業者	5点
3	建設機械の保有状況※1 (1) 建設機械を自社で保有している場合 1台につき5点 (2) 建設機械を長期リース(3年以上)している場合 1台につき3点 ※注1: 配点の対象台数は(1)及び(2)を合計して2台までとする。 ※注2: 長期リースは、原則、公告日(又は指名日)が長期リースの契約期間中である上、契約の始期から終期までが3年以上のリース(賃貸借)契約とする。	10点を限度とする
4	令和2年度から令和6年度に災害対応として活動した事業者。(1回につき5点)ただし、同一年度内で2回以上活動した場合は5点とする。※2	15点を限度とする
5	令和6年度に本市内でボランティア活動の実績がある事業者※3 ・3点×実績件数。ただし、6点を限度とする。	6点を限度とする
6	消防団協力事業所の認定	10点
7	指名停止(令和6年度から公告日又は指名日までに指名停止を受けたことがある。複数回ある場合は、1回ごとに-10点)※4	-10点 ×回数

※1 建設機械とは、建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)、大型ダンプ(車両総重量8t以上または最大積載量5t以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの)、モーターグレーダー(自重が5t以上)のいずれかとする。

確認方法は、入札公告日時点における保有等を次の3点の書類から確認する。

- ・売買契約書の写し等
- ・特定自主検査記録表の写し等
- ・該当建設機械の写真

※2 災害対応とは、協定若しくは随意契約を締結し活動を行った災害発生後の道路啓開、がれき撤去等の応急復旧や緊急度が極めて高い一部の本復旧、凍結防止剤散布等の凍雪害対策を対象とする。

※3 ボランティア活動とは、相模原市内において、企業として行った活動であり、企業の後援、協賛、寄付行為、社員個人の活動及び自治会での自治会員としての活動は対象としない。

(活動例)

- ・河川、道路及び公園等の清掃活動
- ・自然環境保護活動等の参加
- ・交通安全運動への協力

※4 指名停止日が令和6年3月31日以前の場合でも、指名停止期間が令和6年4月1日を含む場合は、指名停止の対象とする。

(3)「Ⅲ型」主観点数型

主観点数が18点以上の事業者。ただし、指名停止期間が令和6年4月1日以降にある事業者は除きます。

*主観点数とは

工事の適正な履行の確保を図るとともに、事業者の技術力等の向上や社会的貢献への意欲を高めるため、工事成績や市への貢献度など、相模原市独自の項目について評価し、入札参加登録時に配点した点数のこと。なお、経審（建設業法における経営事項審査）の総合評定値（P点）に、主観点数を加算したものが「総合点数」となる。

主観点数の詳細は、本市ホームページを参照してください。

（４）「IV型」技術者雇用・育成型

<評価内容>

次の1～7の要件を満たしている項目の評価点の合計が20点以上の事業者を対象とします。

○基準日は、公告日とします。

○項番1～3の技術者とは、工事の監理技術者又は主任技術者になり得る国家資格等を取得している者（経歴は不可）です。

○項番1②の若手とは、上記の技術者にあてはまらない者とします。

※落札業者が、契約時に下記で評価された配置予定技術者を真に止むを得ない理由で配置できない場合は、同等以上の者を配置すること。なお、同等以上の者を配置できなかった場合は、本年度の以後の評価型競争入札（落札決定前までの案件を含む）に参加できないものとする。

項番	評価項目	評価点
1	若手技術者又は若手を新規雇用している事業者。※1 ①35歳未満の若手技術者を新規雇用している 1人につき20点 ②30歳未満の若手を新規雇用している 1人につき10点	20点を限度とする
2	40歳未満の若手技術者を雇用している事業者。※2 ①35歳未満を雇用している事業者 1人につき10点 ②35歳以上40歳未満を雇用している事業者 1人につき5点	20点を限度とする
3	女性技術者を1人以上雇用している事業者。※2	20点
4	上記1～3で評価した技術者を発注工事の配置予定技術者とする場合	10点
5	配置予定技術者の工事成績（過去3ヵ年度（発注年度含まず）に検査の完了した同一種目工事（単価契約は除く）の工事成績評価点の最高点）※3 ①75点以上 10点 ②75点未満（実績なし含む） 0点	10点を限度とする。
6	配置予定技術者の施工経験（過去10年度における国又は地方公共団体の同種工事の施工実績の件数で配点する）※4 ①施工実績2件以上 15点 ②施工実績1件 10点 ③施工実績無し 0点	15点を限度とする
7	指名停止（令和4年度から公告日又は指名日までに指名停止を受けたことがある。複数回ある場合は、1回ごとに-10点）※5	-10点×回数

※1 新規雇用とは、令和4年4月1日以降に雇用した場合で、基準日までに継続的に3か月以上の雇用をしているときに配点する。

なお、35歳未満とは、35歳の誕生日が基準日（公告日）の2日後以降の者を対象とする。40歳未満も同様に算定する。

※2 項番2及び3の技術者は、基準日までに継続的に3ヶ月以上の雇用しているときに配点の対象とする。なお、項番1で配点の対象になった者は、項番2では配点の対象にはしないものとする。

※3 工事成績評価点とは、相模原市契約課発注の工事（工事担当課へ検査を依頼している工事を除く。）について、工事評価基準（平成14年4月1日施行）の規定により評価された評価点をいう。なお、配点対象の工事は1件とする。

過去3ヵ年度とは、令和4年度から令和6年度までに完了した工事とする。

※4 同種工事の施工経験とは、元請として、設計金額の5割以上の同種工事に従事した経験（公告日から過去10年以内）とする。なお、単価契約は施工実績の対象から除くものとする。

・施工場所は問わない。

・共同企業体での発注は、契約金額に出資比率を乗じた金額を工事实績とする。

※5 指名停止日が令和4年3月31日以前の場合でも、指名停止期間が令和4年4月1日を含む場合は、指名停止の対象とする。

<提出種類>

①提出する書類は、公告において示されたものを提出するものとする。

②雇用、新規雇用及び性別を確認できる書類として、健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し等を提出するものとする。

4 入札方法

本年度の評価型競争入札は、原則、条件付一般競争入札で実施します。

なお、入札参加事業者数等を踏まえ、地域要件、対象ランク、工事实績などの条件を設定し発注する場合があります。

5 対象予定工事

発注対象の案件は、原則、予定価格1億円未満の工事とします。

6 優遇措置

評価型競争入札による契約は、手持工事（手持工事件数及び手持工事契約金額）として加算しません。

ただし、令和7年度に公告（指名）した評価型競争入札工事については、全業種を合計して2件まで受注できるものとします。なお、2件目の評価型競争入札の工事の落札者となった時点で、以後の評価型競争入札には参加できないものとします。

※令和6年度以前に評価型競争入札として公告（指名）し、工期が令和7年度以降になる工事は、令和7年度の評価型競争入札の受注件数にはカウントしません。